

三世代家族 四街道

家族の絆・理想の暮らしを応援します

——四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付制度——



三世代同居・近居住宅取得の方

最大100万円補助

三世代家族で“四街道”に定住しませんか！

四街道市では、子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に、住宅取得費用の一部を補助します。

事前相談制 随時受付け(※必須の手続きです。)

※住宅取得に係る契約締結前の相談手続きが必要です。

事前相談は、翌年(12月中の相談は翌々年)申請分まで有効です。

主な要件は裏面に記載しています。〈お気軽にお問合せください〉

○補助金額(住宅取得金額の1/2) 上限100万円 (千円未満切捨て)

※申請者多数により予算を超えた場合は按分して交付(千円未満切捨て)

【お問い合わせ】 四街道市都市部建築課 ☎043-421-6147(直通)
<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

※対象要件・必要書類など、ホームページでもご確認できます

四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金

四街道市では、子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に、住宅取得(住宅の新築・購入)の費用の一部を補助します。

主 な 要 件

- 親世帯または子世帯の一方が市外から四街道市に転入すること。
- 親世帯または子世帯の一方が四街道市に継続して1年以上住んでいること。
- 18歳未満※の孫がいること。
※出産予定も含む。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
- 三世代同居または近居のために住宅を取得(新築・購入<中古住宅・マンション可>)すること。
※近居とは、親世帯と子世帯が四街道市内に居住すること。
- 三世代同居または近居を10年以上継続すること。
- 住宅取得に係る契約締結前に事前相談が必要です。補助金交付申請は施工から転居まで完了後となります。

補 助 金 額

- 住宅取得費用の2分の1(上限100万円※)(千円未満切捨て) ※予算を超えた場合は申請数で按分した額

事 前 相 談

- 事前相談書に必要書類を添えて、建築課窓口へ直接提出してください。
- ※相談は、随時受付ています。翌年(12月中の相談は翌々年)申請分まで有効です。
- 事前相談書など書類一式は建築課窓口で配布します。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

提 出 書 類

- 四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金事前相談書(様式第1号)
※相談書4番の補助対象経費については、新築は建築工事費のみ(諸経費・土地代抜き)、購入は住宅購入費のみ(土地代抜き)の税抜金額を記入してください。
- 四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金調査書(様式第2号)
- 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 三世代同居又は近居をする住宅の位置図
- 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
- 住宅取得に係る見積書等の写し(住宅取得価格のわかるもの)
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本(親世帯・子世帯)
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の住民票の写し(親世帯・子世帯)
- 母子手帳の写し(子が出産予定の場合)
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の市税等の滞納がないことを明らかにする書類(親世帯・子世帯)
- その他市長が必要と認める書類
- ※他の補助金(みらいエコ住宅2026事業補助金等)と併せて利用できない場合がありますのでご注意ください。

補 助 金 交 付 申 請

- 事前相談が完了していることが前提となります。
- 転居等完了後、12月の申請期間内に申請書に必要書類を添えて、建築課窓口へ直接提出してください。
- 申請書は建築課窓口で配布します。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

提 出 書 類

- 四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付申請書(様式第7号)
- 三世代同居又は近居をした世帯全員の住民票の写し
- 建物工事請負契約書または建物売買契約書の写し
- 住宅取得に係る領収書の写し
- 建物の登記事項証明書
- その他市長が必要と認める書類

ホームページへは、こちらからどうぞ

お 問 い 合 わ せ

※不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

四街道市都市部建築課 ☎043-421-6147(直通)

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

※補助金額・対象者・必要書類など、ホームページでご確認できます

